

(平成23年7月27日報道資料抜粹)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|--------------------------------|------|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 14 件 |
| 国民年金関係 | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 11 件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの | 36 件 |
| 国民年金関係 | 8 件 |
| 厚生年金関係 | 28 件 |

愛知国民年金 事案 3037

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から45年3月までの期間及び同年10月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められるところから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和24年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年5月から45年3月まで
② 昭和45年10月から46年3月まで

母親から「国民年金は老後に役立つから」と勧められたので加入することとし、母親が手続を行ってくれた。保険料は母親に渡していた給料の一部から母親が自宅に来ていた集金人に納付していた。母親は納付できる保険料は全て納付してくれていたはずである。申立期間②については、国民年金手帳の昭和45年度は昭和45年10月から46年3月までの欄に手書きで「¥2,700」と書かれており、同様に「¥1,350」と書かれている46年度の47年1月から同年3月までについては納付済みとされている。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、合わせて17か月と比較的短期間であり、かつ、申立人は20歳に到達した昭和44年＊月に国民年金被保険者資格を取得して以降、54年＊月に婚姻するまで母親と同居していた期間において、申立期間を除き未納は無い。

また、国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年6月頃に払い出されていることが確認できることから、母親はこの頃に加入手続を行ったものとみられ、この加入手続の際に被保険者資格を申立人が20歳に到達した44年＊月に遡って取得する処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間①の保険料は過年度納付することが可能であり、申立期間②の保険料は現年度納付することが可能であった。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、昭和45年度国民年金印

紙検認記録の申立期間②に該当する昭和45年10月から46年3月までの検認欄には、検認印は無いものの、当該期間の保険料額に相当する金額「¥2,700」が手書きされている。この記載は金額のみであることから、この記載のみをもって保険料が納付されていたとまでは言えないものの、少なくとも申立期間の保険料納付を行っていた母親は、当該期間②が未納であり、その納付に必要な金額を認識していたと考えられる上、46年度国民年金印紙検認記録における47年1月から同年3月までの検認欄にも、申立期間②同様、検認印が無く、当該期間の保険料額に相当する金額「¥1,350」のみが手書きされていることが確認でき、この期間については納付済みとされていることを踏まえると、申立期間②についても保険料が納付されていたものと考えられる。

加えて、上記のとおり、納付済みとされている昭和47年1月から同年3月までの保険料については、国民年金手帳の検認欄に検認印が無いことから、過年度納付されたものであり、申立期間②の保険料も同様に過年度納付されたものと考えられる。このように母親は、未納期間が無いよう努めていたことがうかがわることから、過年度納付が可能であった申立期間①の保険料についても納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 3038

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年9月及び59年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 58 年 9 月

② 昭和 59 年 10 月から同年 12 月まで

保険料は、母が私と両親の分と一緒に自宅に来ていた金融機関の職員に依頼して納付していたはずである。書類が届かず、遡って納付することになったこともあった。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間（昭和 58 年 10 月から同年 12 月までの期間については、共済組合加入期間と重複して納付された 60 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料が 61 年 1 月 16 日に過誤納とされ、同年 1 月 17 日に充当されたことによって納付済みとされた。）に未納は無い上、申立人と一緒に保険料を納付していたとする申立人の両親は、申立期間を含め 38 年 4 月から 60 歳に到達するまでの保険料は納付済みとされていることから、母親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれるほか、申立期間は 2 期間で合計 4 か月と短期間である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳払出控によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 59 年 3 月 12 日に A 市 B 区に払い出されたことが確認できることから、申立人の国民年金加入手続はその頃に行われたものとみられ、資格取得日は申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日である 58 年 9 月 21 日とされていることから、申立期間の保険料は現年度納付が可能であった。

さらに、納付記録を見ると、昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年

7月から同年9月までの期間及び60年1月から同年3月までの期間の保険料が、それぞれ61年4月30日、同年10月31日及び62年4月21日に遡って順次過年度納付されていることが確認でき、保険料の未納が生じないよう努めていたことがうかがわれることから、申立期間①及び②の保険料についても前述のとおり納付意識の高かった母親が過年度納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 3039

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 10 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 26 年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続及び保険料の納付については、母親が全て行ってくれた。母親は既に死亡しているため、詳細は分からぬが、兄の国民年金と同じように私の加入手続も行い、保険料も一緒に納付してくれていたと思う。申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳到達時の昭和 46 年 * 月から 60 歳到達の前月の平成 23 年 * 月までの国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、申立人の国民年金加入手続及び申立期間の保険料を納付していたとする母親の納付記録を見ると、昭和 50 年 12 月から 61 年 3 月までの任意加入被保険者期間を含む 60 歳到達の前月の同年 * 月までの国民年金加入期間は全て納付済みとされている上、母親が申立人の分と一緒に納付していたとする申立人の兄も、20 歳到達時から 60 歳到達の前月まで国民年金加入期間に未納は無いことから、母親の国民年金制度への関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A 市で母親と連番で払い出されており、母親は、任意加入被保険者として資格取得日を昭和 50 年 12 月 26 日とされていることが確認できることから、申立人の国民年金加入手続は、母親の資格取得日と同日に行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って 46 年 * 月 * 日（20 歳到達時）とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、48 年 10 月から 49 年 3 月までの期間の保険料は過

年度納付が可能であった。

さらに、母親が申立人の国民年金加入手続を行った時期は、第2回特例納付実施期間（昭和49年1月から50年12月まで）中であり、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、備考欄に、申立期間直前の46年5月から48年3月までの期間の保険料を特例納付したことを示す、「46年5月から48年3月まで附18条 20,700円」と記載され、納付記録欄には、申立期間直後の昭和49年度の保険料が51年6月21日に過年度納付されていることが確認できる。このように、申立人の加入手続及び保険料の特例納付や過年度納付を行い、国民年金制度への関心及び納付意識の高かった母親が過年度納付が可能であった申立期間のうち、48年10月から49年3月までの期間の保険料のみ納付しなかったとは考え難く、母親が当該期間の保険料も過年度納付したと考えても不自然ではない。

一方、前述の申立人の加入手続時期を基準とすると、昭和48年4月から同年9月までの保険料は時効により保険料を納付することはできない上、第2回特例納付実施期間中においても、当該期間の保険料を納付することはできない。

また、申立期間のうち、昭和48年4月から同年9月までの保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知厚生年金 事案6091

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和36年1月1日、資格喪失日は同年5月7日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、5,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和18年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年1月1日から同年5月7日まで

② 昭和36年6月1日から39年2月18日まで

出身地であるB県のC社及びD社に継続して勤務した後、E社F支店に勤務した。同社の社長G氏、専務H氏及び同僚I氏の名前を記憶している。申立期間①について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、E社F支店のすぐ後にJ県で勤務したK事業所は、結婚のために退職したが、退職後に脱退手当金を受け取った記憶は無い。当時は、脱退手当金という制度も知らなかった。申立期間②について、脱退手当金支給済みという記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立てに係るE社F支店と所在地が同じA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名で、生年月日が1日相違する、基礎年金番号に統合されていない被保険者記録（資格取得日は昭和36年1月1日、資格喪失日は同年5月7日）が確認できる。

また、申立期間①より前に申立人の被保険者記録が確認できるC社及びD社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿に記録されている申立人の生年月日は、いずれも当該未統合記録

の生年月日と一致していることが確認できる。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が同時期にE社F支店において勤務していたと記憶するG氏、H氏、I氏の申立期間における被保険者記録が確認できる。

加えて、申立人は、「E社に入社した当初は、開店準備などで町内に告知して回った。業務中、店舗2階の事務所から外階段を下りる際に右手を骨折し、治療のため入院したことがある。F支店では天ぷら油が原因の火災があって、怖い思いをしたので、友人に紹介されたJ県のK事業所に転職した。」などと当時の勤務状況等を具体的に記憶しているところ、申立人がE社の専務であったと記憶するH氏は、「自分が申立期間当時、専務をしていたのは間違いない。社長はG氏だった。F支店はA社が経営していたが、店舗名としてはE社F支店を使用していた。当時、F支店で天ぷら油が原因の火災があったことは記憶している。」と証言しており、申立人の具体的な記憶ともおおむね一致していることから、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であり、申立人のA社における資格取得日は昭和36年1月1日、資格喪失日は同年5月7日であると認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における当該未統合記録から、5,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、K事業所の当時の事業主は、「脱退手当金という制度自体知らなかった。退職者に脱退手当金について説明したことも代理請求をしたことも無い。」と回答している上、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に脱退手当金の受給要件を満たし、被保険者資格を喪失した女性9人のうち、脱退手当金の支給記録が確認できるのは申立人のほかに2人だけであり、そのうちの1人は、「脱退手当金について会社から説明は無く、社内で話題になることもなかった。」と証言していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求した可能性は低いものと考えられる。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間②より前の3回の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、未請求となっている期間は、申立人が、出身地であるB県において、最初の被保険者期間からほぼ継続して勤務した3回の被保険者期間であり、これを失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

愛知厚生年金 事案6092

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年11月7日から40年10月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を39年11月7日、資格喪失日に係る記録を40年10月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年11月7日から40年11月24日まで

私は、申立期間にA社に勤務していたので、申立期間の厚生年金保険の記録が空白となっていることに納得できない。厚生年金保険料を控除されていたことを証明する資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された労働者名簿により、申立人は、申立期間のうち、昭和39年11月7日から40年10月30日までの期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により昭和40年6月2日に厚生年金保険被保険者資格を取得している現在の事業主は、「申立人を記憶している。自分が入社した時には既に勤務していた。当時は好景気で、従業員には試用期間もなく、入社と同時に厚生年金保険に加入させ、給与から厚生年金保険料を控除していたはずだ。」と証言している。

さらに、オンライン記録により昭和40年3月1日から同年10月31日までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚は、「私が入社した時には、申立人は既に勤務していた。一緒に退職願を出したと思う」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年11月7日から40年10月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同年齢、同職種の同僚の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人に係る被保険者資格の取得及び喪失に係る届出や厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年11月から40年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和40年10月31日から同年11月24日までの期間については、A社から提出された労働者名簿によると、申立人の退職日は、昭和40年10月30日と記録されており、現在の事業主及び複数の同僚に照会しても、申立人の当該期間に係る勤務実態について証言が得られない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6093

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和37年から45年まで継続してA社に勤務していた。43年4月1日付けで、同社B支店から同社C支店に異動した際の申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間に1か月間の空白がある。

申立期間の厚生年金保険料を控除されていたことを証明する資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された辞令（発令日が昭和43年3月20日、異動日は同年4月1日）及び雇用保険の記録により、申立人は、A社に継続して勤務し（同年4月1日に同社B支店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和43年2月の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年3月31日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案6094

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年11月1日から6年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

また、申立人の標準報酬月額の記録については、申立期間のうち、平成6年10月から7年9月までは18万円、同年10月から9年9月までは19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和45年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成5年11月1日から9年10月21日まで

私は、日本年金機構から送付された「ねんきん定期便」を見たところ、申立期間の標準報酬月額が、給与額よりも大幅に低い額になっていることが分かったので、実際の給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成5年11月1日から6年10月1日までの期間については、オンライン記録によると、当初、申立人の5年11月から6年3月までの標準報酬月額は18万円と記録されていたが、同年4月1日付けで、5年11月1日まで遡って9万8,000円に引き下げられ、その後も同額で継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、同僚14人についても、申立人と同様に平成6年4月1日付けで、標準報酬月額を遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された当該期間に係る給料明細書により、申立人は、当該期間において当該引下げ前の標準報酬月額（18万円）に基づく厚生

年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

また、A社の事業主は、「申立期間当時、会社の経営状態が非常に悪く、多額の社会保険料を滞納しており、社会保険事務所の担当者から、標準報酬月額を引き下げてはどうかと提案され、そのとおり実行した。標準報酬月額を引き下げた後も給与から実際の支給額に見合う保険料を控除していた。また、標準報酬月額を引き下げることは従業員に説明していない。」と証言している。

さらに、不納欠損決議書により、当時のA社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成6年4月1日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立人についても5年11月1日まで遡って標準報酬月額の当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の同年11月から6年9月までの標準報酬月額については、18万円に訂正することが必要と認められる。

申立期間のうち、平成6年10月1日から9年10月21日までの期間については、申立人の標準報酬月額は、当該遡及訂正処理が行われた日以降の最初の定時決定（6年10月1日）において9万8,000円と記録されているところ、当該処理については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

しかし、申立人から提出された当該期間に係る給料明細書により、申立人は、平成6年10月から9年9月までの期間において、19万円から22万円の標準報酬月額に見合う給与額を支給され、6年10月から7年9月までは18万円、同年10月から9年9月までは19万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給料明細書により確認できる保険料控除額から、平成6年10月から7年9月までは18万円、同年10月から9年9月までは19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が給料明細書で確認できる給与額より低い報酬月額を届け出たと認めていることから、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案6095

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和5年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和21年3月26日から23年1月31日まで

脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のA社B支店で被保険者資格を喪失した1か月後に、同社本社で被保険者資格を取得しており、申立人が申立期間当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

また、申立期間の脱退手当金は、昭和23年7月1日に支給決定されたことになっていることから、申立人は、A社本社（厚生年金保険被保険者期間は同年3月1日から同年4月6日まで。）を退職後に脱退手当金を請求することが可能であるが、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人が脱退手当金を請求する直前まで勤務していた同社本社の厚生年金保険被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、これらの事業所は同一企業であることから、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間の被保険者期間は同一番号で管理されていたにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立人の申立期間に係る被保険者記録は、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、一旦資格喪失した後に、再度資格取得した記録となっているのに対して、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びオンライン記録では、申立期間において継続した記録となっており、両者

では被保険者期間が5か月間相違しているほか、脱退手当金の支給金額の記録は、同台帳とオンライン記録とでは相違しているなど、申立人の年金記録管理が適切に行われていたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

愛知厚生年金 事案6096

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月1日から38年1月9日まで
脱退手当金を受給したことになっているが、もらった覚えは無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4年8か月後の昭和42年8月25日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿、同被保険者原票及び同被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和37年10月＊日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、上記被保険者名簿、同被保険者原票及び同被保険者台帳記号番号払出簿における申立人の生年月日は誤って記録されており、脱退手当金の裁定請求があれば訂正されるものと考えられるところ、訂正されていない。

加えて、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に勤務したA社（2回勤務）における被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人は、「A社は、中学を卒業して最初に勤務した会社なのでよく覚えている。」と述べており、申立人が、申立期間の前の勤務期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

愛知厚生年金 事案6097

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年5月25日から36年10月1日まで
② 昭和36年10月1日から37年4月25日まで

A社を退職した後の昭和38年3月28日に脱退手当金を受け取った記録となっているが、手続をした覚えは無く、受け取った覚えも無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る最終事業所（A社本社1回目）における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約11か月後の昭和38年3月28日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間②（A社本社1回目）の被保険者資格喪失日から脱退手当金の支給決定日までの間に勤務した約5か月間の被保険者期間（同社本社2回目）についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、申立人が支給決定日以前の3回の被保険者期間のうち、支給決定日により近く、しかも同一企業である同社本社2回目の被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間①及び②の被保険者期間は同一番号で管理されていたにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票、並びに申立期間①（A社B支店）及び②（同社本社1回目）に係る健康保険厚生年金保険被保

険者名簿における申立人の生年月日は誤って記録されており、脱退手当金の裁定請求があれば訂正されるものと考えられるところ、訂正されていない。

加えて、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている昭和38年3月28日時点には、既に国民年金に加入し保険料を納付していることを考慮すると、申立期間当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

愛知厚生年金 事案6098

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年9月11日から41年4月21日まで
② 昭和41年1月18日から44年1月1日まで

私は、A社退職後の昭和44年7月に脱退手当金が支給されたこととされているが、受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間は、申立期間の被保険者期間と同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人は、脱退手当金が支給決定されたとする時期(昭和44年7月15日)には、既に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しており、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、支給されたとする脱退手当金の額は、法定支給額と相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

愛知厚生年金 事案6099

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和7年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間 : ① 昭和27年5月1日から同年8月30日まで
② 昭和28年2月2日から33年2月24日まで
③ 昭和35年8月18日から38年7月1日まで

日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認はがきをもらった。申立期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、受給した記憶は無いので、脱退手当金支給済みの記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、当該期間に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の性別は、いずれも男性と記録されており、申立人の年金記録の記録管理が適正に行われていたとは認め難い。

また、支給決定された当時の制度では男性であれば受給権が発生しない上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（以下「被保険者台帳」という。）は、男性表示及び女性表示（仮台帳と表示）の2枚が作成されており、脱退手当金として支給されたとする額は、男性表示の被保険者台帳に基づく法定支給額とは一致するが、女性表示の被保険者台帳に基づく法定支給額と一致しないことから、適正な事務処理が行われたとは言い難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間②の前に勤務したA社における被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人は、同社での業務内容、通勤経路などを現在も記憶していることから、申立人が同社の勤務期間を失念することは考え難い。

い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

一方、申立期間③について、申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年7月1日の前後3年以内に資格喪失し、受給要件を満たした15人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、9人に支給記録が確認できる上、この中には、申立人と脱退手当金支給決定日が同じ者がおり、このほかにも支給決定日が同一の者がみられると踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6100

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月1日から38年6月1日まで

A事業所に勤務していた期間のうち、一部の期間について脱退手当金が支給されたことになっているが、受給した覚えは無い。同事業所には中学卒業後に入社し、一時休職したことはあるが、途中で退職したことではなく、入社時期や勤務期間を間違えることは無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、未請求となっている被保険者期間は、申立人の最初の被保険者期間であり、申立期間と同一の事業所に勤務していた期間であることから、申立人がこれを失念するとは考え難い。

また、未請求となっている被保険者期間と申立期間は、同一番号で管理されていたにもかかわらず、一部の期間のみ支給されるということは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

愛知厚生年金 事案6101

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年9月14日から23年1月1日まで
日本年金機構からのはがきにより、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。
しかし、私は、実家に帰省したまま会社に戻らず退職したため、脱退手当金の手続をした記憶や、受給した記憶も無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格喪失した受給資格のある女性17人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録がある者は3人と少ないとことから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の脱退手当金が支給されたとする額46円は、法定支給額279円と大きく相違しているが、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

愛知国民年金 事案 3040

第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月から7年3月までの期間及び同年4月から8年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和46年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成4年8月から7年3月まで
② 平成7年4月から8年3月まで

私が20歳となった平成3年＊月頃、母親が国民年金の加入手続をしてくれた。当時私は学生だったので、保険料についても母親がA信用金庫で毎月納めてくれていた。記録では申立期間①は未納、申立期間②は申請免除期間とされているが、母親が保険料を納付してくれていたはずなので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは平成3年＊月＊日とされていることから、この頃に申立人の加入手続が行われたとみられ、申立人が20歳となった同年＊月から申立期間直前の4年7月までの期間の保険料については納付されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は保険料納付に直接関与しておらず、これを行ったとする母親はA信用金庫で納付したとしているものの、具体的な納付方法及び納付金額についての記憶が明確でなく、申立期間に係る保険料納付についての詳細な状況は不明である。

また、母親は、毎月遅れることなく保険料を納付したとしているが、オンライン記録によると、平成9年1月9日に「納付書作成」の記録が確認でき、これは、申立期間のうち、当該時点において時効が成立しておらず納付が可能であった6年12月から7年3月までの期間について過年度納付書が作成されたことを示すものとみられる（申立期間②も時効成立前ではあるが、申請免除期

間とされていることから納付書は作成されない。) ことから、少なくとも当該期間は当時未納であったと考えられる。

さらに、申立期間②について、母親は免除申請を行ったことは無く、この期間についても保険料を納付したとしているが、オンライン記録によると、申立期間②の免除申請が平成7年5月31日に行われていることが確認できる。

加えて、B町の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、
申立期間①は未納、申立期間②は申請免除期間とされており、これらの記録に
そご
齟齬はみられない。

このほか、母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 3041

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年10月から43年3月まで
昭和36年10月にA市B区の県営住宅の駐車場に区役所の方が来たので国民年金の加入手続を行い、その日に3,440円ぐらい納付した。その後の保険料は、3か月に1度集金の女の人に納付したので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年10月にA市B区の県営住宅の駐車場で国民年金の加入手続を行い、その際3,440円ぐらいの金額を納付し、その後の37年からの保険料は、3か月に1度集金人に納付し領収書をもらったとしている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和35年11月にA市C区で払い出されていることが確認でき、これ以外に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続はこの頃に行われたと考えられる上、申立人は37年からは集金人に納付したことから、当初納付したとする3,440円は、昭和36年度分の保険料と思われるが、当時の保険料は月額150円であるなど、申立人が主張する加入時期及び保険料額と相違している。

また、申立人が居住しているA市では、当時、申立人の主張どおり3か月に1度保険料を徴収していたものの、集金人（国民年金推進員）による保険料徴収が開始されたのは昭和37年11月からであり、その徴収方法は集金人が被保険者宅を訪問し、国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式であったことから、保険料の徴収についても申立人の主張と異なる点がみられる。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、昭和36年4月から

同年9月までは第3回特例納付（53年7月から55年6月まで実施）により保険料が納付されていることが確認できるところ、申立人は、60歳到達（同年＊月）の3か月前に不足額を納付するよう案内がきたが、金額が大きかったため納付することができなかつたとしている。これは、当時申立期間を含む36年4月から43年3月までの期間の保険料が未納であり、申立人は受給権（180か月の保険料納付）を満たしていなかつたため、特例納付により受給権を確保するよう納付勧奨が行われたものとみられるが、申立人は一部期間のみ納付し、申立期間の保険料については納付できなかつたものと考えられる。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 3042

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年4月から41年3月まで

私は、婚姻（昭和37年＊月）を契機にA市B区役所の支所で夫と一緒に国民年金の加入手続を行った。加入手続後の保険料は、毎月自宅に来る集金人に夫の分と一緒に納付していた。保険料は100円で、集金人から国民年金印紙を購入し、国民年金手帳に貼り付ける方法だったことは覚えている。申立期間全てにつき集金人に納付しており、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年4月頃、A市B区役所の支所で夫と一緒に国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を夫の分と一緒に毎月集金人（国民年金推進員）に納付したとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、41年6月27日に同市同区役所において夫婦連番で払い出されており、これ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の加入手続が行われ、その加入手続の際に資格取得日を36年4月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入となり、集金人に保険料を納付することはできなかったものとみられる。

また、前述の加入手続時期を基準にすると、申立期間のうち、昭和37年4月から39年3月までの期間は時効により保険料を納付することはできず、同年4月から41年3月までの期間は過年度納付が可能であったものの、A市では集金人は過年度保険料は取り扱っておらず、申立人の夫も申立期間の保険料は未納とされている。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 3043

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から同年9月までの期間及び平成15年11月から16年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和60年7月から同年9月まで
② 平成15年11月から16年6月まで

申立期間①については、婚姻（昭和63年＊月）後、元義母が未納分を全て納付した。申立期間②については、自宅に来た集金人に保険料の納付を督促され、後日訪れた別の集金人に全額納付した。申立期間の保険料を納付していたことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、国民年金保険料納付に直接関与しておらず、元義母が納付したとしているところ、申立人は、当該義母への聴取については本人の了解が得られないとしていることから、当該期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、申立人の婚姻（昭和63年＊月）後に元義母が申立期間①の保険料を納付したとしているところ、当該期間は、婚姻後においては、時効期間（2年）を経過していることから、当該期間に係る納付書が作成・送付されたものとは考え難く、元義母は保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、オンライン記録によれば、昭和62年9月から63年1月までの期間の保険料が平成元年10月27日に過年度納付されたことが確認できることから、申立人の婚姻後に元義母が未納分を全て納付したとする保険料は、当該期間に係る保険料であった可能性も否定できない。

2 申立期間②については、申立人は、当該期間の間に自宅に来た集金人に保

険料の納付を督促され、後日訪れた別の集金人に8万円ぐらい納付したとしているところ、当該期間の保険料合計額は、10万6,400円となることから申立人の主張と相違しており、申立人の保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録によれば、申立期間②の保険料については、平成17年6月14日に社会保険事務所（当時）から申立人に対して納付書が送付されたことが確認できることから、この時点では、当該期間は未納であったものとみられる。

さらに、この時期になると、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少なくなっていると考えられる。

- 3 申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 3044

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月から平成 6 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 43 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 63 年 3 月から平成 6 年 5 月まで

国民年金の加入手続は、平成 2 年 3 月頃、A 市 B 区役所で行った。昭和 63 年 3 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料は、同区役所から送付されてきた納付書を使って同年 4 月又は同年 5 月に郵便局で 2 回に分けて 20 万円ぐらい遡って納付した。同年 4 月以降の保険料については、口座振替により納付していた。保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 2 年 3 月頃、A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行い、同区役所から送付されてきた納付書を使って同年 4 月又は同年 5 月に郵便局で昭和 63 年 3 月から平成 2 年 3 月までの保険料を 2 回に分けて 20 万円ぐらい遡って納付したとしているところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、8 年 5 月 20 日（進達日同年 7 月 22 日）に同市同区で払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。同市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿の受付欄に「受付年月日 8. 7. 17 受付書類名 新規」との記載があることから、同年 7 月頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って昭和 63 年 * 月 * 日（20 歳到達時）とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入となる上、この加入手続時点では、申立期間は、時効期間を経過しており、保険料を納付することができなかつたものと考えられる。このことは、同市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿の納付記録及び同市国民年金情報検索システムを見ると、平成 6 年 6 月以降

の納付記録の記載があるものの、同年5月以前の納付記録や申立人が口座振替対象者であった記録は見当たらず、申立期間の保険料は空白（未入金）とされていることとも符合する。

また、申立人は、遡って納付した期間の保険料をB区役所から送付された納付書で納付したとしているが、現年度保険料の納付書は同区から送付されるものの、過年度保険料の納付書は社会保険事務所（当時）から送付されることから、保険料納付状況の記憶は曖昧である。

さらに、オンライン記録によれば、前述の加入手続（平成8年7月）後に遡って納付可能な申立期間直後の平成6年6月から7年3月までの期間及び同年4月から8年3月までの期間の保険料がそれぞれ同年7月31日及び同年12月26日に2回にわたって過年度納付され、同年4月から同年9月までの期間が同年9月19日に、同年10月から同年12月までの期間が同年10月31日に現年度納付されていることが確認できることから、申立人の申立期間に係る記憶は、これらの保険料納付に係るものであった可能性も否定できない。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 3045

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 8 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 35 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 59 年 8 月から 61 年 3 月まで

私は、将来のことを考え、会社を退職した後の昭和 57 年 10 月頃に A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行った。保険料は送られてきた納付書により同区役所で 1 か月 3,000 円ぐらいを納付した。申立期間当時の家計簿や領収書は処分してしまい納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続後、A 市 B 区役所から送付された納付書により同区役所で 1 か月 3,000 円ぐらいの国民年金保険料を納付したとしているが、申立期間の保険料の納付時期及び納付周期について覚えていないとしており、申立期間当時の保険料月額は 6,220 円から 6,740 円であることから、申立期間の保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び A 市の国民年金被保険者名簿によると、いずれも申立人は昭和 57 年 10 月 14 日に任意加入被保険者として資格取得し、59 年 8 月 7 日に被保険者資格を喪失したこととされており、この被保険者資格喪失後、再び被保険者資格を取得したのは、61 年 4 月 1 日（第 3 号被保険者）とされている。このことは、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄の記載内容とも符合することから、これら記録に齟齬は無く、不自然な点は見受けられない。

さらに、前述のとおり、申立人の国民年金被保険者資格は昭和 59 年 8 月 7 日に喪失しているが、申立人はこの資格喪失の手続を行った覚えは無いとしているところ、A 市の国民年金口座振替対象者一覧表及び納付データ明細表にお

いて、申立人の記録を見ると、口座名義人を夫とし、受付年月日 57 年 10 月 20 日、振替開始月 58 年 1 月、振替終了月 59 年 6 月及び異動年月日同年 8 月 7 日と記載されており、申立期間直前の同年 4 月から同年 7 月までの保険料 2 万 4,880 円が 1 枚の納付書により同年 8 月 30 日に納付されていることが確認できる。申立期間当時、同市の保険料の納付周期は 3 か月毎とされており、4 か月の納付書が発行されることは通常無いことから、同年 4 月から同年 6 月までの保険料が同年 7 月に口座振替できず、申立人の任意加入被保険者資格喪失手続に伴い資格喪失の前月までの 4 か月の納付書が発行され、前述のとおり納付されたものと推認される。このため、申立期間は国民年金に未加入となり申立期間の保険料を納付することはできない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 3046

第1 委員会の結論

申立人の平成11年8月から12年3月までの期間及び14年4月から15年1月までの期間の国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 54 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成 11 年 8 月から 12 年 3 月まで
② 平成 14 年 4 月から 15 年 1 月まで

私は、20歳になった平成11年＊月から15年3月までは大学生であった。

A市B区で学生の期間は全て学生納付特例の申請を行っていたことを覚えているので、申立期間は、学生納付特例期間であったはずである。証明できるものは何も残っていないが、申立期間が未納とされているのは納得できず、学生納付特例期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続場所及び加入手続時期は覚えていないとしており、申立期間①及び②に係る学生納付特例の申請手続は覚えがあるとしているものの、学生納付特例については、その申請時期及び申請後において送付される国民年金保険料学生納付特例申請承認通知書の受領の有無の記憶は無いとしていることから、申立人の加入手続及び学生納付特例申請手続状況に関する記憶は曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、「付番年月日 平成 11 年＊月＊日 付番契機 20 歳到達」として、C社会保険事務所（当時）で交付されていることが確認できる。申立人は、申立期間①当時は大学生であり、平成 12 年 1 月に A 市 B 区に住所変更を行い、同区役所で申立期間①の学生納付特例の申請を行ったとしているが、学生納付特例の制度が始まったのは同年 4 月からであることから、申立人は、当時、申立期間①に係る学生納付特例の申請を行うことはできない。

さらに、オンライン記録の免除記録欄によると、平成 12 年度は、「該当/申

請 平12.5.31 始期-終期 平12.4-平13.3 種別 学 処理年月日 平12.8.4」と、13年度は、「該当/申請 平13.5.31 始期-終期 平13.4-平14.3 種別 学 処理年月日 平13.6.28」と、14年度は、「該当/申請 平15.3.20 始期-終期 平15.2-平15.3 種別 学 処理年月日 平15.4.4」と記録されていることから、申立期間②については、平成15年3月に学生納付特例の申請が行われたものとみられる。このため、学生納付特例の申請の承認は、学生納付特例の申請のあった月の前月からとされていることから、申請のあった月の前月である同年2月から学生納付特例の申請の承認が行われ、申立期間②の保険料については学生納付特例の承認を受けることはできなかつたものとみられる。

加えて、オンライン記録では、平成16年4月12日に納付書作成と記載されており、この納付書は、申立人の納付記録から、この時点で未納とされていた過年度納付が可能な申立期間②のものと考えられ、学生納付特例が承認されていれば、この過年度納付書が作成されることはないことから、当該期間について学生納付特例の承認を受けていたとは考え難い。

このほか、申立人に対し別の基礎年金番号が付番された形跡は見当たらない上、申立人が、申立期間について、学生納付特例の申請したことを行うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めるることはできない。

愛知国民年金 事案 3047

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から 55 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 28 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 54 年 7 月から 55 年 2 月まで

私は、国民年金の加入手続は行っていなかったが、婚姻（昭和 54 年＊月）後の 55 年 3 月頃に、A 市 B 区役所で遡って会社を退職（54 年 7 月）した時から加入する手続を行った。加入手続を行った際に、同区役所の窓口で申立期間の保険料を 10 万円ぐらい一括納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後の昭和 55 年 3 月頃に、A 市 B 区役所で遡って会社を退職（54 年 7 月）した時から国民年金に加入する手続を行い、この加入手続の際に、申立期間の保険料を同区役所の窓口で 10 万円ぐらい一括納付したとしているところ、i) 同市では、国民年金保険料を窓口で収納することはなかったとしていること、ii) 申立期間の保険料を 10 万円ぐらい一括納付したとしているが、申立期間の保険料額は、2 万 6,400 円であり、申立人が納付したとする保険料額 10 万円ぐらいとは乖離していることから、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及び A 市が保管する申立人の国民年金保険料検認状況一覧表の「得喪歴史」欄によると、申立人は、任意加入被保険者として昭和 55 年 3 月 27 日に資格取得したこととされていることから、申立人の国民年金加入手続は、この資格取得日に行われたものとみられる。申立人は、54 年＊月に婚姻しており、申立人の夫は厚生年金保険被保険者であったことから、申立期間のうち、同年＊月から 55 年 2 月までの期間は任意加入対象期間となり、制度上、加入手続を行った時点から遡って被保険者資格

を取得することはできない上、申立期間のうち、会社退職後の 54 年 7 月から同年 10 月までは、強制加入被保険者期間となるものの、当該期間については、前述のとおり、いずれの記録も申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる形跡が見当たらない。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金未加入期間となり、申立期間の保険料は納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6102（事案1100の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録について、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和29年5月1日から32年3月1日まで
前回の申立てについて、平成21年3月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文をもらった。

しかし、申立期間にはA社に継続して勤務していたのは間違いない、健康保険証を使った記憶もあるので、新たな資料や証拠は無いが、再度審議の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、商業登記簿により、申立人は、A社が個人事業から法人化した昭和29年9月*日の時点で同社の代表取締役であったことが確認できることから、申立期間当時、同社に在籍していたことは推認できるものの、同社の代表者として自らの厚生年金保険の資格取得及び喪失の手続を知り得る立場にあった者であると推定でき、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」第1条第1項ただし書の規定により、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合に該当すると認められることから、申立期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年3月19日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「申立期間当時は、A社に事業主として働いていたのは間違いないが、盲腸炎や交通事故などで健康保険証を使用して病院で受診した記憶があるので、前回の審議結果に納得できない。」と主張し、再申立てを行っている。

しかし、今回の再申立てに際し、申立人から新たな資料や証拠等の提示は

無いことから、当該主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることができない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録について、訂正する必要は認められない。

愛知厚生年金 事案6103

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年1月25日から30年9月1日まで
「確認はがき」が届いたので、改めて思い返してみたが脱退手当金を受け取った覚えは無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことが記されているとともに、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月半後の昭和31年4月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の2事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

愛知厚生年金 事案6104

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月6日から38年3月31日まで
② 昭和38年3月31日から41年3月20日まで

「確認はがき」により、脱退手当金を受給したことになっていることを知った。受け取った覚えは無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間の最終事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票で管理されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和41年3月20日）の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性30人（申立人を除く。）の脱退手当金の支給記録を調査したところ、20人に支給記録が確認でき、そのうち19人については資格喪失日から約6か月以内に支給決定されている上、申立期間当時の同事業所の事務担当者が、「当時は、従業員が退職する際に脱退手当金の説明をし、希望があれば代理請求していた。」と回答し、同事業所の複数の同僚も、「会社が請求手続を代行してくれた。」と証言していることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の最終事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和41年7月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当

金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の2事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

愛知厚生年金 事案6105

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年3月16日から43年12月29日まで

私は、A社の勤務期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金を受給した覚えは無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、昭和47年4月15日に管轄社会保険事務所（当時）が当該裁定請求書を受理したことが確認できる上、脱退手当金の受領について、申立人の義母に脱退手当金の受領を依頼した申立人の委任状が保管されており、脱退手当金が同年6月16日に現金で支給されたことを示す当該義母の署名及び押印がなされた領収書も存在している。

また、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6106

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年10月3日から43年3月26日まで

私は、今回「確認はがき」が届き初めて脱退手当金のことを知った。手続を行ったことも受け取ったことも無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の当時の住所地、申立期間の事業所名及びその所在地が記載されているほか、当該事業所を管轄する社会保険事務所（当時）において、「支払済43.9.14」の押印が認められるなど適正に裁定手続がなされていることが確認できる。

また、申立人が勤務していた事業所において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和43年3月26日）の前後約2年間に資格喪失し、受給資格のある女性21人（申立人含む。）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、13人に支給記録が確認でき、そのうち、12人が資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性があったものと考えられる。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和43年9月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6107

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月16日から44年5月30日まで
私は、A社を出産のため退職したが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立期間当時の申立人の住所、申立期間の事業所名及びその所在地が記載されている上、同裁定請求書は昭和44年7月22日に社会保険事務所（当時）において受け付けられ、当該社会保険事務所では、脱退手当金裁定伺を作成して同年8月6日に支払われたこと（オンライン記録の支給決定日と一致）が確認できるなど、適正に裁定手続を行っていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和44年8月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6108

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和30年4月1日から33年6月20日まで
私は、申立期間について脱退手当金を支給されたことになっているが、受け取った記憶は無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6109

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年8月25日から38年12月26日まで
日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認はがきをもらった。申立期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、受給した記憶は無いので、申立期間について、脱退手当金支給済みの記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務した事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年12月26日の前後2年以内に資格喪失し、受給要件を満たした6人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、5人に支給記録が確認でき、そのうち3人が資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和39年3月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6110

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月16日から44年3月16日まで
② 昭和44年3月16日から45年5月21日まで
③ 昭和45年8月29日から47年1月26日まで

申立期間の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を支給されたことになっているが、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、脱退手当金支給済みの記録を訂正し、厚生年金保険の被保険者として、年金額に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人が当時住んでいた住所が記載され、昭和49年1月16日に申立期間に係る最終事業所を管轄する社会保険事務所（当時）に提出されており、当該社会保険事務所では、脱退手当金裁定伺を作成して決裁を得るなど適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6111

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から35年4月30日まで

私は、脱退手当金の請求手続を行った記憶は無く、受け取った記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年4月30日の前後3年以内に資格喪失し、受給要件を満たした4人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、全員に支給記録が確認でき、そのうち3人が資格喪失日から6か月以内に支給決定されている上、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和35年6月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6112

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年5月13日から36年10月30日まで
② 昭和36年10月30日から40年10月31日まで

私は、平成17年5月頃、社会保険労務士に国民年金の手続をしてもらった時に、今まで働いた厚生年金保険被保険者記録の履歴をもらったが、昭和33年5月から40年10月までの期間について、脱退手当金を受け取った記録になっていることを知りびっくりした。脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人が当時住んでいたと主張する住所地及び家主名が記されている上、脱退手当金支給決定伺には、申立人の住所地の郵便局に隔地払いされたこと、申立人が勤務していた二つの事業所名及び当該勤務期間が記されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6113

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和34年8月25日から39年1月1日まで

私は、65歳の年金手続の際に脱退手当金を受給していると言われ、そのままにしていたが、日本年金機構からの確認はがきを見て申立てをした。

もらった記憶は無いので脱退手当金支給済みの記録を訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和39年4月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6114

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和29年11月1日から36年1月26日まで
日本年金機構から届いた確認はがきを見て、A社の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受給したことになっているのを知った。脱退手当金を受給した覚えは無いので、脱退手当金受給の記録を訂正し、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかつたことから、申立期間の事業所を退職後、自営業に従事することとなつた申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6115

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和14年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和31年9月21日から37年1月21日まで

私は、昭和36年に結婚し、出産のために37年1月20日に退職した。同年4月24日に脱退手当金を受け取った記録になっているが、脱退手当金は受け取っていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年1月21日の前後2年以内に資格喪失し脱退手当金の受給要件を満たす6人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、6人全員に支給記録が確認でき、6人とも資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和37年4月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6116

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和31年9月1日から35年11月21日まで

私はA社退職後に脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶は全く無い。また、B社の期間だけを請求していないのも不自然である。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁判所に回答したことが記録されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出手票によると、申立人については、A社を退職後の昭和37年8月に氏名訂正が行われていることが確認でき、申立期間に係る脱退手当金は同年8月15日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せ氏名訂正が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

愛知厚生年金 事案6117

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月1日から38年7月26日まで
② 昭和39年9月1日から40年4月10日まで

私は、結婚のためにA社の運営するB事業所を退職する際に、脱退手当金という制度を教えてもらい受給した。

しかし、それ以前は、脱退手当金という制度も知らず、C社D支店及びE社に勤務した厚生年金保険の被保険者期間については、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無いので、調査をして、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はB事業所に係る脱退手当金の受給を認めているところ、申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の署名及び押印が確認できる上、事業所の名称には、申立人が受給したとする同事業所と受給していないと主張するC社D支店及びE社が記載されており、作成された脱退手当金支給決定伺は、B事業所、C社D支店及びE社の厚生年金保険の被保険者期間を基礎として計算され、昭和44年1月29日に支給決定された脱退手当金は、申立人が受給を認めている被保険者期間及び申立期間が併せて支給されたものとなっており、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても申立期間①及び②を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6118

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年9月10日から39年1月7日まで
② 昭和39年1月7日から42年3月4日まで

脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の支給については、脱退手当金裁定請求書が現存しており、脱退手当金支給決定伺が作成されているなど、適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、上記脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金支給決定伺によると、当該請求書には、申立人の当時の住所地、申立期間に係る事業所名及びその所在地が記載されているほか、昭和42年5月15日に当該請求書が受理され、同年8月7日に支給決定されていることが確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6119

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年11月15日から31年4月1日まで
② 昭和31年11月1日から32年2月10日まで
③ 昭和32年7月1日から33年3月8日まで

申立期間に係る最終事業所を退職した時、退職金や失業保険は受け取っておらず、脱退手当金も受け取った記憶は無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和33年6月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6120

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月26日から40年4月1日まで
② 昭和40年5月24日から42年4月1日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月半後の昭和42年10月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6121

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年7月5日から45年9月22日まで

私は、脱退手当金が支給されていることについて、年金の受給手続に行ったときに初めて知った。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所において、脱退手当金の支給記録のある同僚は、「会社から脱退手当金についての説明があり、頼めば手続を代わりにしてもらえた。」と証言しているとともに、当該事業所は、「当時は、会社を辞める時に口頭で本人の意思を尋ねて確認し、本人が脱退手当金を選択すれば、そのように手続をしていた。会社は手続の代行をしただけで、代理受領はしていない。」と回答していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性があったものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和45年11月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6122

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年10月1日から32年9月25日まで
② 昭和34年9月1日から37年5月23日まで

日本年金機構から確認はがきが届き、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分った。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3月後の昭和37年8月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6123

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年12月2日から37年11月13日まで
② 昭和38年3月1日から39年4月1日まで
③ 昭和39年4月17日から39年9月1日まで
④ 昭和40年2月10日から43年1月1日まで

日本年金機構からのはがきにより、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分った。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出手票の申立人の氏名は、昭和46年2月2日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は同年1月29日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6124

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和34年10月23日から39年5月1日まで

私は、日本年金機構から確認はがきが届き、初めて脱退手当金の支給記録があることを知った。しかし、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和39年9月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6125

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月2日から同年6月28日まで
② 昭和37年7月1日から41年10月31日まで

私は、日本年金機構から送付されたはがきで、脱退手当金を受け取っているとされているが、脱退手当金の手続をした記憶も無く、受給した記憶も無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和42年2月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社における複数の同僚が「元経理担当者から説明を受け、脱退手当金を受給した。」と証言している上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

愛知厚生年金 事案6126

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年9月6日から33年4月21日まで
② 昭和34年1月12日から37年3月1日まで

私は、年金を受給する際に、社会保険事務所（当時）から、「A社を退職後に脱退手当金を受給している。」と言われたが、受給した記憶が無いのでふに落ちなかった。今回、年金事務所より確認はがきを受け取ったので申し立てることとした。調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和36年1月1日から38年12月31日までに資格喪失した女性のうち（申立人は37年3月1日資格喪失）、脱退手当金の支給要件を満たす46人について支給記録を確認したところ、申立人を含め34人に支給記録が確認でき、このうち31人について資格喪失日から約6か月以内に支給決定がなされている上、複数の同僚は、「会社に手続をしてもらい脱退手当金を受給した。」と証言していることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月半後の昭和37年9月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6127

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年8月30日から44年8月1日まで
日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認はがきをもらった。申立期間について、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶は無いので、脱退手当金支給済みの記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和44年10月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

愛知厚生年金 事案6128

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年9月1日から25年1月1日まで
② 昭和25年7月1日から31年3月21日まで

私は、60歳の時の裁判請求時に、申立期間に係る脱退手当金が支払われていることを知った。脱退手当金はもらってないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことが記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1月後の昭和31年4月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給された時期は、通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給することはできなかったことから、申立期間に係る最終事業所を退職後、昭和57年3月11日まで厚生年金保険被保険者資格を取得していない申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6129

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年10月1日から29年2月3日まで
② 昭和29年3月1日から35年7月26日まで

私は、脱退手当金を受け取っているとされているが、脱退手当金の手続をした記憶も無く、受給した記憶も無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことが記録されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。